

2026年6月30日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

佐賀県保険医協会  
会長 中山 利浩

後期高齢者医療制度における資格確認書の  
一律交付の継続を求める要望書

令和8年8月から、84歳以下の被保険者については、マイナ保険証の利用実績（過去12カ月間の利用回数や直近3ヶ月以内の利用状況）に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が交付される予定となっています。

しかし、後期高齢者は、医療機関を受診する機会が多く利用実績を被保険者本人が把握することが難しく、市町や医療機関への問い合わせが多数寄せられることが懸念されます。また制度が複雑化することで、高齢者が安心して受診できる環境にも影響を及ぼす恐れがあります。

つきましては、佐賀県におかれましては、県民が安心して医療を受けられる環境を維持するとともに、市町や医療機関の事務負担を軽減する観点から、国に対し、令和8年8月以降も、現行どおり後期高齢者医療制度の被保険者全員に資格確認書を一律交付するよう要望していただくようお願いいたします。

記

一、国に対し令和8年8月以降も、後期高齢者医療制度の被保険者全員に資格確認書の一律交付を継続するよう要望すること。

2026年6月30日

佐賀県後期高齢者医療広域連合 殿

佐賀県保険医協会  
会長 中山 利浩

後期高齢者医療制度における資格確認書の  
一律交付の継続を求める要望書

令和8年8月から、84歳以下の被保険者については、マイナ保険証の利用実績（過去12カ月間の利用回数や直近3ヶ月以内の利用状況）に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付する運用となることが示されています。

しかし、後期高齢者は、医療機関を受診する機会が多く、円滑な受診環境を確保することが重要です。制度のわかりやすさと現場の負担の軽減を図るためには、利用実績による区分ではなく、一律の運用が望ましいと考えます。

つきましては、令和8年8月以降も、年齢やマイナ保険証の利用回数による区分を設けることなく、後期高齢者医療制度の被保険者全員に資格確認書を一律交付する運用を継続していただくよう強く要望します。

記

一、後期高齢者医療制度の被保険者全員に資格確認書を一律交付すること